

食安輸発0128第1号
平成25年1月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品のエンロフロキサシンに係る検査命令対象養殖業者の削除)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成25年1月25日付け食安輸発0125第4号)により通知したところです。

今般、下記に示す養殖場について韓国政府より衛生管理の改善に関する報告がなされ、その適切な改善について確認したことから、同通知別添1の2(3)に掲げる養殖場から削除し別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

養殖業者: TOP水産
登録番号: K-F-JN-178